資料４

第１ 計画の基本的事項

１．計画の趣旨

本市の障がい福祉施策は、障がいのある人が社会の構成員として、地域の中で安心して生活できる条件が整えられ、障がいのある人もない人も同じ生活を営み、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に「第３次名寄市障がい者福祉計画」で、平成 30 年度から令和９年度までの 10 年間の計画が策定されました。

第８期名寄市障がい福祉実施計画は「障害者総合支援法」に基づき、第２期名寄市障がい児福祉実施計画は、「児童福祉法」に基づき、国と道から示される基本的な指針に即して、必要なサービス量を計画的に見込むとともに、目標年次を定め、円滑な事業の実施を確保するため、本実施計画を策定するものです。

なお、障がい児福祉計画は、平成 28 年に障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立に伴い、「障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。」とされ、名寄市では名寄市障がい福祉実施計画と一体のものとして策定してきましたが、令和６年度より標題を「第１期名寄市障がい児福祉実施計画」と表記しています。

２．法的根拠

障害者総合支援法第 88 条第１項

> 障害者総合支援法第 88 条第１項
> 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法第 33 条の 20 第１項

> 児童福祉法第 33 条の 20 第１項
> 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

３．計画の期間

「第８期名寄市障がい福祉実施計画・第２期名寄市障がい児福祉実施計画」の計画期間は、令和９年度から令和 11 年度の３ヶ年になります。

	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国の障害者基本計画	第３次			第４次					第５次					第６次	
市総合計画	第１次			第２次									第３次		
市地域福祉計画	第１期			第２期				第３期					第４期		
市障がい者福祉計画	第２次			**第３次**										第４次	
市障がい福祉実施計画	第４期			第５期			第６期			第７期			**第８期**		
市障がい児福祉実施計画										第１期			**第２期**		

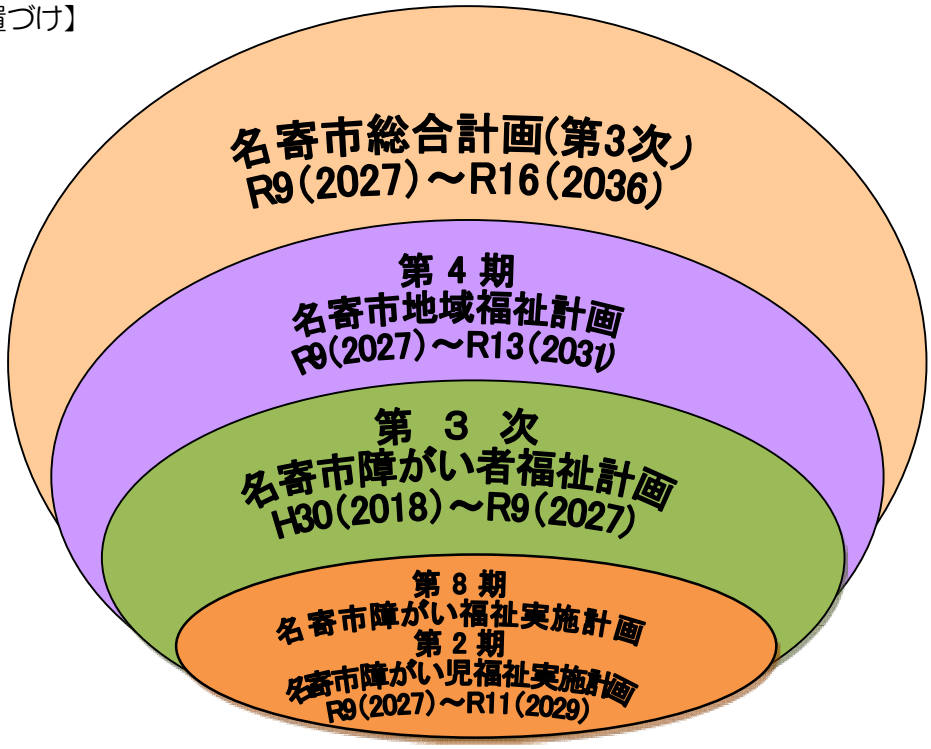
４．計画の策定及び推進管理体制

地域実情に即した実効性のある計画にするため、幅広い分野の関係者で組織する「名寄市保健医療福祉推進協議会」を設置し、計画の策定と推進管理を担うこととします。

５．計画の位置づけ

本計画は、国と道から示される指針に基づき「名寄市総合計画（第３次）」「第４期名寄市地域福祉計画」及び「第３次名寄市障がい者福祉計画」と整合性を図り、３年ごとの実施計画として位置づけています。

【計画の位置づけ】



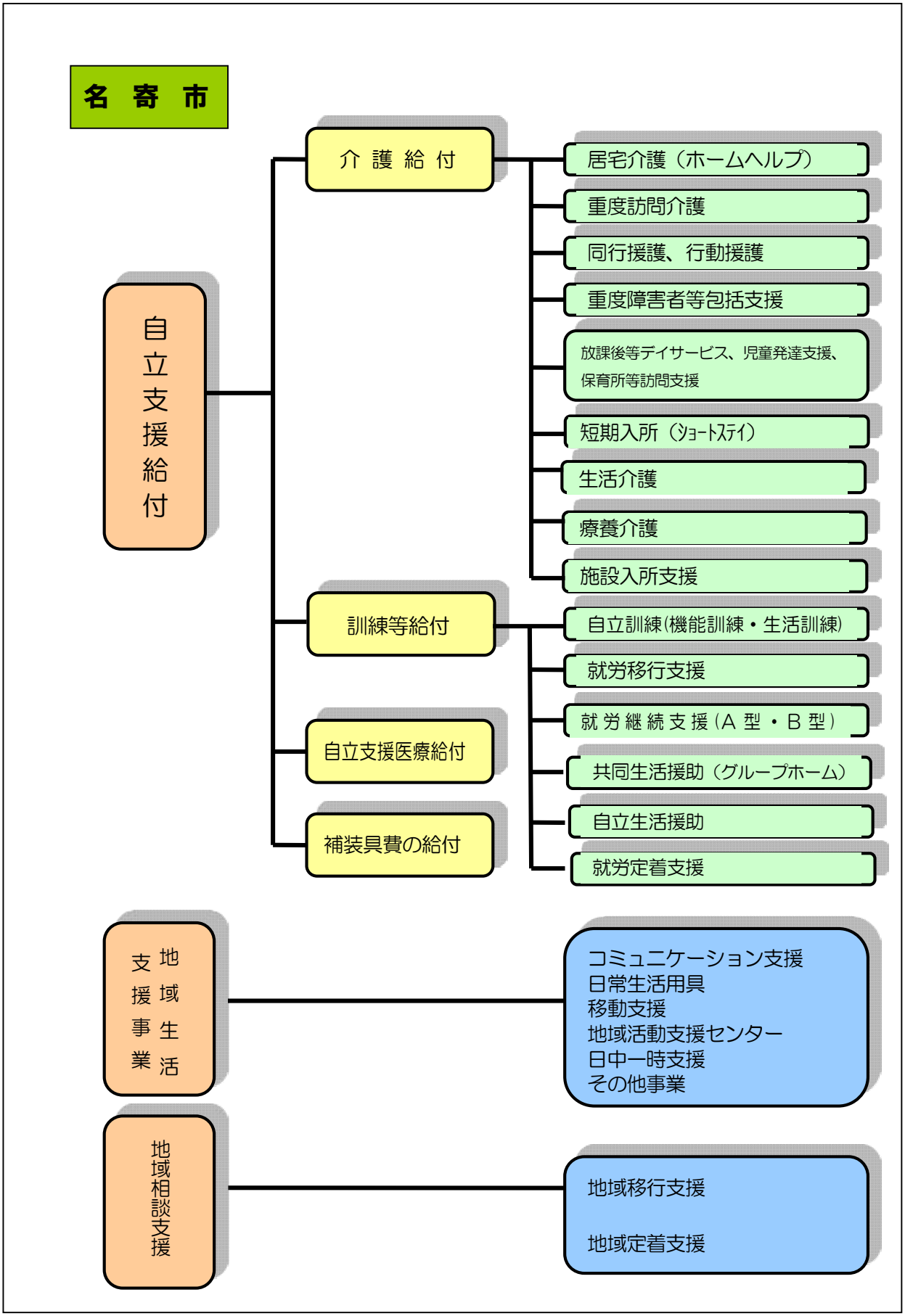
	障がい者福祉計画	障がい福祉・障がい児福祉実施計画
策　定　根　拠	障害者基本法第 11 条第３項 （策定義務）	障害者総合支援法第 88 条第１項 児童福祉法第 33 条の 20 第１項 （策定義務）
計　画　内　容	障がい者等に対しての全般的、基本的な事項について定める	障がい者・障がい児等に対する福祉サービスの実施計画について定める
計　画　期　間	10 年間 （第１次）H10～H19 （第２次）H20～H29 （第３次）H30～R9	３年間 障がい福祉 （第１期）H18～H20 （第２期)H21～H23 （第３期）H24～H26 （第４期）H27～H29 （第５期）H30～R2 （第６期）R3～R5 （第７期）R6～R8 （第８期）R9～R11 障がい児 （第１期）R6～R8 （第２期)R9～R11

障害者総合支援法の定義「障がい者」の範囲

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法に規定する知的障がい者、精神保健福祉法に規定する精神障がい者、発達障害者支援法に規定する発達障がい者、難病等とし、「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児及び精神障がい者の内 18 歳未満の者とする。

6．障がい福祉サービスの体系

令和８年１０月時点



第２　人口の推移及び障がい者の現状

１．人口の推移

本市における人口の推移を見ると、少子・高齢化に伴う過疎化が進行している傾向があります。令和８年における市の総人口２３，８６６人の中で65 歳以上の高齢者数は８，３０６人（高齢化率３４.８％）、18 歳未満の児童数は２，８３１人（総人口の１１.９％）となっており、今後、更に高齢者数が増加する傾向にあることが伺えます。

人　　口　　（単位：人）

区　　分	令和６年			令和７年			令和８年		
	人　数	男	女	人　数	男	女	人　数	男	女
総人口	24, 963	12, 146	12, 817	24, 379	11, 819	12, 560	23, 866	11, 618	12, 248
0 歳～17 歳	3, 152	1, 651	1, 501	3, 012	1, 586	1, 426	2, 831	1, 498	1, 333
18 歳～39 歳	5, 345	2, 855	2, 490	5, 141	2, 718	2, 423	5, 146	2, 748	2, 398
40 歳～64 歳	7, 899	4, 047	3, 852	7, 797	4, 005	3, 792	7, 583	3, 894	3, 689
65 歳～74 歳	3, 512	1, 629	1, 883	3, 356	1, 564	1, 792	3, 155	1, 483	1, 672
75 歳以上	5, 055	1, 964	3, 091	5, 073	1, 946	3, 127	5, 151	1, 995	3, 156

資料提供：市・市民課（住民基本台帳：令和８年９月 30 日現在）

人口の将来推計　　（単位：人）

区　　分	令和９（2027）年		令和 10（2028）年		令和 11（2029）年		令和 12（2030）年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総人口	23, 167	―	22, 609	―	22, 046	―	21, 492	―
0 歳～14 歳	2, 147	9. 3	2, 037	9. 0	1, 908	8. 7	1, 788	8. 3
15 歳～64 歳	12, 857	55. 5	12, 512	55. 3	12, 164	55. 2	11, 827	55. 0
65 歳以上	8, 163	35. 2	8, 060	35. 7	7, 974	36. 1	7, 877	36. 7

資料提供：住民基本台帳 R2～R8（９月末）をベースにコーホート変化率法により推計

2．障害者手帳の交付状況

身体・知的・精神障がいのある人で、手帳を所持している人は全体で 1,844 人と総人口に占める割合は約８％となっています。また、障がい者別では、身体に障がいのある人は 1,844 人に対し 1,208 人で約 66％と多く、知的障がいのある人は 433 人で約 23％、精神障がいのある人は 203 人で約 11％となっています。

障がい者数　（単位：人）

障がい区分	令和６年４月		令和７年４月		令和８年４月	
	障がい者数	総人口に占める割合	障がい者数	総人口に占める割合	障がい者数	総人口に占める割合
身体障がい者	1,259	5.04	1,213	4.98	1,208	5.06
知的障がい者	422	1.69	427	1.75	433	1.81
精神障がい者	230	0.92	219	0.90	203	0.85
合　　計	1,911	7.65	1,859	7.63	1,844	7.72

資料提供：市・社会福祉課（情報入力端末：令和８年４月１日現在）

身体障害者手帳を所持している人の年齢別では、41 歳以上の方が多く、全体の約 96％と高く、中でも 61 歳から 70 歳が約 16％、71 歳以上が約 69％と高齢者が多くを占めている状況にあります。

また、級別では、重度の障がいのある１・２級の人は 475 人で全体の約 39％、中度の３・４級の人は 556 人で約 46％、軽度の５・６級の人は 177 人で約 15％となっています。

身体障害者手帳交付者数（年齢別）　（単位：人、％）

区　　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合　計	構成比
総交付者数	330	145	188	368	100	77	1,208	100.0
０歳～17 歳	2	3	1	3	0	1	10	0.9
18 歳～40 歳	13	7	8	9	1	0	38	3.1
41 歳～60 歳	40	28	13	26	16	10	133	11.0
61 歳～70 歳	53	27	23	47	25	16	191	15.8
71 歳～	222	80	143	283	58	50	836	69.2

（令和８年４月１日現在）

次に、身体障害者手帳を所持している人の障がい部位では、「肢体不自由」が全体の約55%を占め、次いで「内部障がい」、「聴覚又は平衡機能障がい」の順となっています。

身体障害者手帳所持者数　（単位：人・%）

	令和6年4月		令和7年4月		令和8年4月	
視覚障がい	52	4.1	50	4.1	54	4.5
聴覚又は平衡機能障がい	125	9.9	130	10.7	135	11.2
音声・言語・咀嚼機能障がい	21	1.7	19	1.6	20	1.7
肢体不自由（体幹機能障がい含）	681	54.1	632	52.1	659	54.5
内部障がい	380	30.2	382	31.5	340	28.1
心臓機能障がい	248	19.7	241	19.9	217	18.0
腎臓機能障がい	65	5.2	73	6.0	57	4.7
呼吸機能障がい	10	0.8	8	0.7	6	0.5
膀胱又は直腸機能障がい	49	3.9	52	4.3	53	4.4
小腸機能障がい	6	0.4	6	0.4	5	0.3
肝臓機能障がい	2	0.2	2	0.2	2	0.2
合計	1,259	100.0	1,213	100.0	1,208	100.0

療育手帳を所持している人の年齢別では、18歳～50歳が250人で全体の約58%を占めています。また、判定別では、「A判定」の人が116人で全体の約27%、「B判定」の人が317人で約73%となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の年齢別では、31歳以上の方が全体の約91%を占めています。また、級別では、「2級」が125人で全体の約62%と最も多く、次いで「3級」が71人で約35%、「1級」が7人で約3%の順となっています。

療育、精神障害者保健福祉手帳交付者数（年齢別）　（単位：人、%）

区分	療育手帳				精神障害者保健福祉手帳				
	A判定	B判定	合計	構成比	1級	2級	3級	合計	構成比
総交付者数	116	317	433	100.0	7	125	71	203	100.0
0歳～17歳	15	49	64	14.8	0	0	0	0	0
18歳～30歳	15	107	122	28.2	1	9	8	18	8.9
31歳～50歳	37	91	128	29.6	0	38	40	78	38.4
51歳～70歳	28	55	83	19.1	3	65	22	90	44.3
71歳～	21	15	36	8.3	3	13	1	17	8.4

（令和8年4月1日現在）

障がい者の雇用状況につきましては、障がい者を１人以上雇用することが義務付けられている一般の民間企業（対象労働者数 40.0 人以上規模の企業）は、前回の障がい福祉実施計画に掲載されていた令和４年度の資料と比較して、６企業増の 46 企業あり、雇用されている障がい者数は、７人増の 131 人となっており、このうち身体障がい者は、同数の 74 人、知的障がい者は、2.5 人増の 45 人、精神障がい者は、4.5 人増の 12 人となっています。

また、名寄市の実雇用率は、0.1 ポイント増の 3.09、名寄市の雇用率達成企業は、5.1 ポイント減の 67.4 でした。

企業における障がい者の雇用状況（法定雇用率＝2.5％）　（単位：人）

区分	対象企業数（件）	対象労働者数（人）	障がい者数				実雇用率（%）	雇用率達成企業の割合（%）
			身体（人）	知的（人）	精神（人）	計（人）		
名寄市	46	4,234.0	74	45	12	131	3.09	67.4
北海道	4,365	723,554.0	9,985.5	5,114	3,480	18,579.5	2.57	49.2
全　国	120,467	29,210,526.0	373,914.5	162,153.5	168,542	704,610	2.41	46.0

資料提供：ハローワーク名寄（令和７年６月１日現在）

※　対象労働者数とは、対象企業の常用労働者数から障がい者が就業することが困難と認められる職種を考慮して定められた除外率相当数を除いて得られた労働者数です。

※　対象労働者数及び障がい者数が 0.5 人単位となっているのは、短時間労働者を 0.5 人相当とするためです。また、重度障がい者はダブルカウントとなっており、上記で示した人数は、実際の障がい者の数とは異なります。

第３　計画推進のための基本的事項

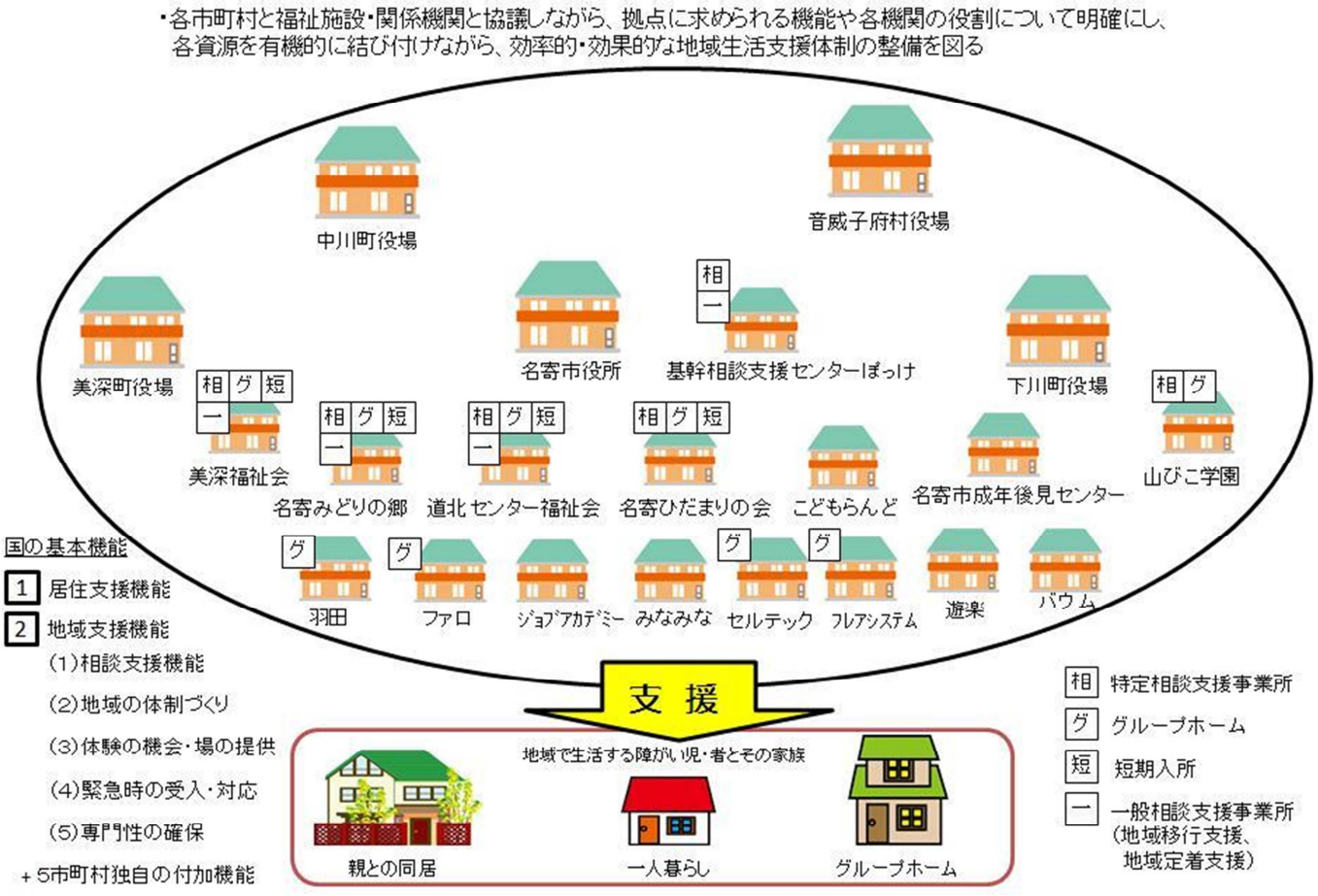
１．計画推進の基本方針

１）　地域生活支援の充実

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がいのある子どもや障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（地域生活支援拠点）を平成 30 年度より整備しています。

今後も引き続き、機能の充実のため運用状況を検証、検討を行ないます。

５市町村の地域生活支援拠点の整備のイメージ



地域生活支援拠点とは

障がい者の暮らしを支えるため、地域の関係機関が連携して、住まいの確保や住宅環境を提供したり、２４時間の相談対応や緊急時の受け入れや医療機関への連携、自立生活を体験する機会などの提供、専門的な人材の確保・養成などを行います。

また、各市町村で不足している機能を圏域全体で補い、広域で整備していくこともできます。

2）地域生活への移行促進

地域移行を促進するためには、丁寧な相談支援により、入所者・家族の心身状況や居住の場に関する意向を把握するとともに、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や日中活動の場の拡充、地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発を図る必要があると考え、障がい者の意向を尊重した地域生活への移行を進めるため、具体的な目標数値を定めて、取り組みを進めます。

● 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

住み慣れた地域で生活していく環境づくりを進めるため、在宅生活を基本とした地域の基盤整備を市内の事業所等と連携して行い、地域移行がスムーズに行える取り組みを推進します。

また、単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、※名寄市安心生活支援事業の活用や緊急訪問、相談などの必要な支援を行える取り組みを推進します。

※名寄市安心生活支援事業･･･障がい者（児）又は難病患者等が日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど、緊急に支援が必要になった場合において、障がい者等の不安解消と安全確保を図るため一時的な宿泊を行う事業

● 入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活への移行促進

病院に長期入院している精神障がい者が、地域生活の体験等を通して地域移行ができるよう取り組みを推進します。

3）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の連携や助け合いについて、協議するなど計画的に推進します。

4）福祉施設から一般就労への移行

地域において自立した生活を営むため、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等と連携し、雇用の推進を図ります。

また、障がいに対する理解を深めるための取り組みや、障がい者雇用に係る助成・支援制度の普及に向けた啓発等に取り組んでいき、就労の定着支援を行い、障がい者が安定して働き続けられる環境整備を進めます。

５）障害児支援等の地域支援体制の整備

幼児期から就学期における児童数の状況を勘案し、児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業や放課後等デイサービス事業等の専門的な支援サービスの確保及び切れ目のない支援体制の整備に努めます。

また、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤強化を図るとともに、福祉、医療、保育、教育などの関係機関が協働による総合的な支援体制の構築に努めます。

６）相談支援体制の充実・強化

障がい児の健やかな成長と、障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な相談支援体制の整備に努めます。

また、計画相談（サービス等利用計画）についても、利用者の状態や希望を勘案し、 一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行なうなど、今後も、地域の相談支援の質の向上に取り組むほか、人材育成や関係機関との連携強化に努めます。

７）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取り組みとして、各種研修会の参加を促進します。

また、職員の支援の質の向上を図るために、福祉施設の職員向けの研修等を実施し、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

８）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

現場を支える体制づくりと、利用者の尊厳に寄り添った質の高い支援を両立させるため、関係機関との連携を深めながら、総合的な支援体制の充実に努めていきます。

・令和９～令和 11 年度の数値目標

１）基本的な考え方

障がい者の自立を支援するため、地域生活への移行や就労支援については、国や道から示される指針に基づき地域実情を十分踏まえ、必要なサービス量を見込みます。

２）福祉施設入所者の地域生活への移行目標

共同生活援助（グループホーム）の整備・充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所から地域生活への移行を進めます。

区　　分	第 ７ 期		第 ８ 期	
	移 行 目 標 (令和６～８年度)	移行達成目標 (令和６～８年度)	移 行 目 標 (令和９～11 年度)	移行達成目標 (令和９～11 年度)
	名寄市	名寄市	名寄市	名寄市
地域生活移行数	５人	17 人	４人	
施設入所者減少数	４人	13 人	４人	

※厚生労働省令和８年３月 31 日 告示第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本方針
４．成果目標（計画期間が終了する令和 11 年度末の目標）
①施設入所者の地域生活への移行
・地域移行者数：令和７年度末施設入所者数の６％以上
・施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減と記されています。

令和７年度末の施設入所者数は 62 人。
・地域生活移行数　62×0.06＝3.72 人→**４人**　・施設入所者減少数　62×0.05＝3.1 人→**４人**

３）福祉施設から一般就労への移行目標

就労の場を拡大するため、公共職業安定所の理解と協力を得ながらネットワーク化を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

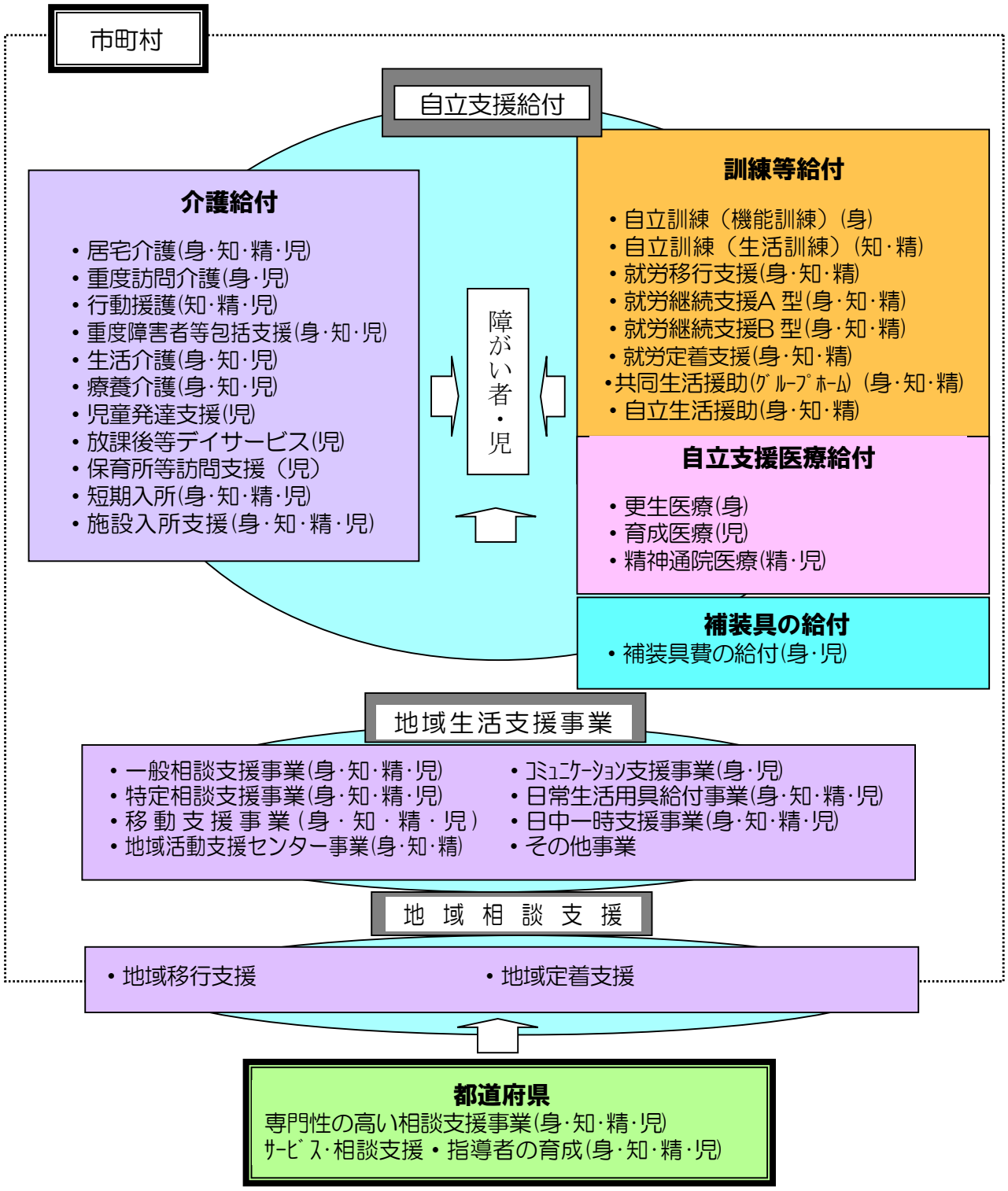
区　　分	第 ７ 期		第 ８ 期	
	移 行 目 標 (令和６～８年度)	移行達成目標 (令和６～８年度)	移 行 目 標 (令和９～11 年度)	移行達成目標 (令和９～11 年度)
	名寄市	名寄市	名寄市	名寄市
年間一般就労移行者数	12 人	14 人	９人	

※厚生労働省令和８年３月 31 日告示 第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本方針
４．成果目標（計画期間が終了する令和 11 年度末の目標）
④福祉施設から一般就労への移行等
・一般就労への移行者数：令和６年度実績の 1.28 倍以上

令和６年度福祉施設から一般就労につながった人は７人。
・7×1.28＝8.96　→**９人**

第４　サービス量の見込みと基盤整備

１．サービス提供の区分



※　（　）は、想定されている主な対象者。(身)は身体障がい者、(知)は知的障がい者、(精)は精神障がい者、(児)は障がい児を表す。

2．サービスごとの利用量の見込みと提供体制

1）訪問系・日中活動系・居住系サービス

⑴基本的な考え方

各種サービスの利用量の算出にあたっては、前年度までの利用実績や居住地特例（支給決定を行う市町村とサービス提供市町村が異なる）等を勘案しながら必要に応じた見込量を計画的に進めていきます。

「障害者総合支援法」では、福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の３分類に区分し、市町村が地域実情を踏まえて行う「地域生活支援事業」を加え、サービスを提供することになっています。利用者はそれぞれの福祉サービスを組み合わせて、個々に適したサービスの提供を受けることになります。

①訪問系サービス

障がい者が永年住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、在宅支援の充実を図るため、ホームヘルパーが訪問し、家事援助・介護などの日常生活の援助を行うものです。



訪問系サービス

サービス名	対　象　者	サービスの内容
居　宅　介　護	障害支援区分１以上の人	自宅で、食事の介護など生活全般の介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人 (障害支援区分４以上)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを行います。
行　動　援　護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人 (障害支援区分３以上)	行動する際の危険を回避するために必要な援護や外出時における移動支援などを行います。
重度障害者等包　括　支　援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人 (障害支援区分6)	心身の状態や介護者の状況、居住の状況などを踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要なサービスを包括的に行います。

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和８年度の実績」については、令和８年７月末現在の実績です）

1．居宅介護

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用時間	計画（時間）	230	230	230	300	300	300	270	270	270
	実績（時間）	188	180	300	216	199	266			
	進捗（%）	81.7	78.3	130.4	72.0	66.3	88.7			

※単位：「時間」＝（利用人員×平均利用時間）

※R8（4～7月分）実績は、１６人の利用者で１ヵ月一人あたりの平均利用時間数は 16.5 時間です。

16 人×16.5=264 時間となりました。今後３年間については、変化は少ないと推測しました。

2．重度訪問介護

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用時間	計画（時間）	240	240	240	2,232	2,232	2,232	1,500	1,500	1,500
	実績（時間）	893	1,488	2,232	2,232	2,232	1,632			
	進捗（%）	372.1	620.0	930.0	100	100	73.1			

※現在名寄市で利用されている方は４人です。２人が２４時間３１日の利用、２人が月６時間利用として、計算しました。

今後３年間につきましては、令和８年度見込みで推移すると推測します。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、短期入所があります。

サービス名	対　象　者	サービスの内容
生 活 介 護	常に介護を必要とする障がい者のうち ① 49 歳以下は、障害支援区分３以上（施設入所は区分４以上） ② 50 歳以上は、障害支援区分２以上（施設入所は区分３以上）	昼間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供
療 養 介 護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 ① ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上 の人	昼間に機能訓練や療養上の管理、介護等日常生活上の援助などを提供
自 立 訓 練	① 入所施設や医療機関を退所・退院 した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ② 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	自立した日常生活や社会生活が営めるよう、一定期間の支援計画に基づきリハビリテーションなどの機能訓練や生活能力の維持向上のためのサービスを提供
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人	事業所内や企業における作業や実習を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援 （利用期間　24 ヵ月以内）
就労継続支援 （A型・B 型）	① 就労経験があるが年齢・体力面で企業に雇用されることが困難な人 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	一般企業や事業所に雇用されることが困難な人に、通所により就労や生産活動の場を提供したり、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を支援
児童発達支援、 放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	① 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある人 ② 18 歳未満の障がい児	施設に通い、日常生活に必要な基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを提供
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児本人に対する支援 （集団生活適応のための訓練等） 訪問先施設のスタッフに対する支援 （支援方法等の指導等）
短 期 入 所	自宅で介護する人が疾病等で介護できない時に、支援事業所へ短期間入所することができる	介護する人が、介護できないときに、支援事業所へ入所させ、入浴、排せつ、食事の世話等の介護を行う
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
自立生活援助	1. 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者などで、理解力や生活力などに不安がある人 2. 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人 3. 障がい、疾病などの家族と同居しており、家族による支援が見込めないために実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な人	ひとり暮らしなど地域での独立生活をはじめた障がい者に対して、生活上の困りごとの相談を聞いて、自分で解決できるように援助するサービス

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和８年度の実績」については、令和８年７月現在の実績です）

１．生活介護

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用人数	計画（人）	117	119	121	114	114	114	105	105	105
		2,340	2,380	2,420	2,280	2,280	2,280	2,100	2,100	2,100
	実績（人）	116	114	114	107	103	105			
		2,320	2,280	2,280	2,140	2,060	2,100			
	進捗（%）	99.1	95.7	94.2	93.9	90.4	92.1			

※上段：月間利用実人数

下段：１ケ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1 ヵ月あたりの平均利用日数）

※R8（4～7月分）実績は、1 ヵ月あたりの平均利用日数 20 日です。

よって１０５人×20 日＝2,100 人となりました。

今後３年間については、令和８年度見込みで推移すると推測します。

２．自立訓練（生活訓練）

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用人数	計画（人）	7	8	9	5	5	5	6	6	6
		133	152	171	100	100	100	114	114	114
	実績（人）	4	5	5	6	5	6			
		76	95	100	120	100	120			
	進捗（%）	57.1	62.5	58.4	120	100	120			

※上段：月間利用実人数

下段：１ケ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1 ヵ月あたりの平均利用日数）

現在名寄市で利用されている方は６人です。

※R8（4～7月分）実績は、１ケ月あたりの平均利用日数は１９日です。

よって、６人×１９日＝114 人となりました。

今後３年間については、令和８年度見込みで推移すると推測します。

３．宿泊型自立訓練

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用人数	計画（人）	5	6	7	5	5	5	8	8	8
		150	180	210	145	145	145	208	208	208
	実績（人）	4	7	5	7	6	8			
		１２０	２１０	145	203	174	232			
	進捗（%）	８０	116.7	69	140	120	１６０			

※上段：月間利用実人数
　下段：１ケ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1 ヵ月あたりの平均利用日数）

※R8（４～７月分）実績は、１ヵ月あたりの平均利用日数２６日です。
　現在名寄市で利用されている方は８人です。よって、８人×２６日＝２０８人となりました。
　今後３年間については、令和８年度見込みで推移すると推測します。

４．就労移行支援

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用人数	計画（人）	14	15	16	3	3	3	1	1	1
		238	255	272	66	66	66	23	23	23
	実績（人）	6	2	3	2	2	1			
		１０２	３４	66	44	44	22			
	進捗（%）	４２．８	１３．３	24．２	66.7	66.7	33.3			

※上段：月間利用実人数
　下段：１ケ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1 ヵ月あたりの平均利用日数）

※R8（４～７月分）実績は、１ヵ月あたりの平均利用日数２３日です。
　現在名寄市が支給決定している方は１人です。
　よって、１人×２３日＝２３人となりました。
　今後３年間については、令和８年度見込みで推移すると推測します。

５．就労継続支援Ａ型

区　　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用人数	計画（人）	5	7	9	5	5	5	6	6	6
		105	147	189	90	90	90	１２０	１２０	１２０
	実績（人）	4	5	5	4	5	6			
		84	105	90	72	90	108			
	進捗（%）	８０	７１．４	47．６	80	100	120			

※上段：月間利用実人数

　下段：１ケ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1 ヵ月あたりの平均利用日数）

※R8（4～7月分）実績は、１ヵ月あたりの平均利用日数２０日です。

　よって、６人×２０日＝１２０人となりました。

　今後３年間については、令和８年度見込みで推移すると推測します。

６．就労継続支援Ｂ型

区　　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用人数	計画（人）	98	100	102	１２２	１２２	１２２	１２４	１２４	１２４
		1,764	1,800	1,836	2,318	2,318	2,318	2,108	2,108	2,108
	実績（人）	１０１	１１２	１２２	129	131	124			
		1,818	2,016	2,318	2,451	2,489	2,356			
	進捗（%）	103.1	112.0	126.2	105.7	107.4	101.6			

※上段：月間利用実人数

　下段：１ケ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1 ヵ月あたりの平均利用日数）

※R8（4～7月分）実績は、１ケ月あたりの平均利用日数は１７日でした。

　現在名寄市で利用されている方は 124 人です。

　よって、124 人×１７日＝2,108 人となりました。

　今後３年間については、令和８年度見込みで推移すると推測します。

7．療養介護

区　分		第6期計画			第7期計画			第8期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1ヶ月利用者数	計画（人）	18	18	18	16	16	16	16	16	16
	実績（人）	16	15	16	16	16	16			
	進捗（%）	88.9	83.3	88.9	100	100	100			

※現在名寄市で利用されている方は16人です。
　今後3年間につきましては、現状と同じ利用者数を見込みました。

8．児童発達支援

区　分		第6期計画			第7期計画			第8期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1ヶ月利用人数	計画（人）	23	25	27	27	27	27	21	21	21
		69	75	81	81	81	81	63	63	63
	実績（人）	32	32	27	28	26	21			
		96	96	81	84	78	63			
	進捗（%）	139.1	128	100	103.7	96.3	77.8			

※上段：月間利用実人数
　下段：1ケ月利用人数＝（児童発達支援：利用人員×平均利用日数）
※R8（4～7月分）実績は、児童発達支援は1ヵ月あたりの平均利用日数3日
　現在名寄市で利用されている方は21人です。
　よって、21人×3日＝63人となりました。
　今後3年間については、令和8年度見込みで推移すると推測します。

9．放課後等デイサービス

区分		第6期計画			第7期計画			第8期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1ヶ月利用者数	計画（人）	45	46	47	46	46	46	42	42	42
		405	414	423	368	368	368	336	336	336
	実績（人）	38	40	46	43	44	42			
		342	360	368	344	352	336			
	進捗（%）	84.4	86.9	97.8	93.5	95.7	91.3			

※上段：月間利用実人数
　下段：1ケ月利用人数＝（放課後ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ：利用人員×平均利用日数8日）
※R8（4～7月分）実績は、放課後ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽは平均利用日数8日
　現在名寄市で利用されている方は42人です。
　よって、42人×8日＝336人となりました。
　今後3年間については、令和8年度見込みで推移すると推測します。

10．保育所等訪問支援

区分		第6期計画			第7期計画			第8期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実利用人数	計画（人）				2	2	2	1	1	1
	実績（人）	2	2	2	2	0	0			
	進捗（%）				100	0	0			

※名寄市では、令和6年度まで2名利用されています。
　令和7年度、8年度は利用者がいませんでした。
　今後、目標として1名を見込みました。

11．短期入所（ショートステイ）

区　　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用者数	計画（人）	5	6	7	5	5	5	5	5	5
		65	78	91	110	110	110	40	40	40
	実績（人）	6	5	5	4	3	5			
		78	65	110	88	66	110			
	進捗（%）	120	83.3	120.8	80	60	100			

※上段：月間利用実人数

　下段：１ケ月利用者数＝（月間の利用人員）×（1 ヵ月あたりの平均利用日数）

※R8（4～7月分）実績は、1 ヵ月あたりの平均利用日数8日です。

　現在名寄市で利用されている方は5人です。よって、5人×8日＝40人となりました。

12．就労定着支援

区　　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実利用人数	計画（人）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績（人）	0	0	0	1	1	1			
	進捗（%）	0	0	0	100	100	100			

※現在名寄市で利用されている方は１人です。

　今後３年間につきましては、現状と同じ利用者数を見込みました。

③居住系サービス

居住系サービスには、施設入所支援と共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助があります。

サービス名	対　象　者	サービスの内容
施設入所支援	①　生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の人 （50 歳以上の人は、区分３以上） ②　地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間において、介護が必要な人に、入浴、排せつの介護や日常生活の相談等支援を行う
共同生活援助 （グループホーム）	就労し、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で相談等の援助が必要な人	共同生活する上で、家事等の日常生活上の支援や相談等の援助を行う
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和８年度の実績」については、令和８年８月現在の実績です）

施設入所支援

区　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用者数	計画（人）	74	74	74	67	66	65	59	58	57
	実績（人）	75	71	68	66	63	61			
	進捗（%）	101.4	95.9	91.9	98.5	95.5	93.8			

共同生活援助（グループホーム）

区　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用者数	計画（人）	91	97	103	103	103	108	145	145	145
	実績（人）	89	93	98	101	102	101			
	進捗（%）	97.8	95.9	95.1	98.1	99.0	98.1			

自立生活援助

区　　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実利用人数	計画（人）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績（人）	0	0	0	0	0	0			
	進捗（%）	0	0	0	0	0	0			

※令和８年７月末現在利用者はいませんでした。今後、目標として１名を見込みました。

【参 考】

福祉サービスごとの市内・市外の認定者状況（令和８年７月末現在）

（単位：人、％）

サービス名	市　内	市　外	合　計
1.生活介護	５４人（４９％）	５６人（　５１％）	１１０人
2.自立訓練（生活訓練）	６人（８６％）	１人（　１４％）	７人
3.宿泊型自立訓練	６人（８６％）	１人（　１４％）	７人
4.就労移行支援	０人（　０％）	１人（１００％）	１人
5.就労継続支援Ａ型	４人（６７％）	２人（　３３％）	６人
6.就労継続支援Ｂ型	１０５人（７９％）	２８人（　２１％）	１３３人
7.療養介護	０人（　０％）	１６人（１００％）	１６人
8.共同生活援助（グループホーム）	５４人（５２％）	４９人（　４８％）	１０３人
9.短期入所（ショートステイ）	４２人（９８％）	１人（　　２％）	４３人

2）地域生活支援事業

(1)基本的な考え方

地域生活支援事業は市町村が行う事業で、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談や外出をはじめ意思疎通支援や日常生活用具給付等、日中活動の場を提供したり、社会参加を促進することなどに支援をするものです。



サービス名		サービスの内容
一般相談支援事業 特定相談支援事業		障がい者(児)等からの相談やサービス等利用計画を作成して適切なサービスに向けて支援する事業です。
コミュニケーション支援事業		聴覚や言語、音声機能に障がいがあり、意思の疎通を図ることが困難な障がいのある人（子ども）に手話通訳や要約筆記奉仕員等を派遣し、手話、要約筆記により円滑な意思の疎通が図られるよう支援する事業です。
日常生活用具給付事業		重度の障がいのある人（子ども）に対して、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行う事業です。
移動支援事業		屋外での活動に著しく制限がある障がいのある人（子ども）に対し、自立した日常生活や社会生活ができるように外出のための支援を行う事業です。
地域活動支援センター		障がいのある人を通わせて地域実情に合った創作的活動や生産活動、地域との交流事業を行うサービスを提供する事業です。事業所には、事業の内容によりⅠ型からⅤ型に分類されています。
その他事業	生活支援事業	障がいのある人等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等の支援を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的に行う事業です。 障がいのある人は、ともすれば自宅にこもって閉鎖的になりがちで、同じ悩みを分かち合うことにより、回復に向かうための支援を行う事業です。
	日中一時支援事業	障がいのある人に日中の活動の場を提供し、障がいのある人等の家族の就労や日常的に障がいのある人を介護している家族の一時的な休息を目的に行う事業です。
	社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するために、スポーツ交流会や広報事業、手話・要約筆記奉仕員の養成、障がい者の自動車運転免許取得や自動車改造に係る費用の助成などの支援事業を行っています。 それぞれの事業別に関係団体が主体となって取り組んでいます。

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和８年度の実績」については、令和８年７月現在の実績です）

相談支援（特定相談支援）

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年間サービス利用計画作成者数	計画（人）	30	30	30	420	420	420	420	420	420
	実績（人）	8	8	399	422	409	414			
	進捗（%）	26.7	26.7		100.5	97.4	98.6			

令和８年８月末から大きな増減はないと見込みました。

今後３年間につきましては、利用者数の増減は少ないと見込みました。

相談支援（特定相談支援）

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
指定事業所数	計画（箇所）	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	実績（箇所）	4	4	4	4	4	4			
	進捗（%）	100	100	100	100	100	100			

※今後３年間につきましても、事業所数は変化がないと見込みました。

コミュニケーション支援事業

区分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年間実利用人数	計画（人）	5	5	5	5	5	5	4	4	4
	実績（人）	5	5	5	4	4	4			
	進捗（%）	100	100	100	80	80	80			

※現在４名の方が利用されています。

今後３年間につきましても、利用者数の増減は少ないと見込みました。

日常生活用具給付事業

区　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年間利用件数	計画（件）	900	905	910	1,002	1,002	1,002	870	870	870
	実績（件）	909	1,002	1,002	858	864	864			
	進捗（%）	101.0	110.7	110.1	85.6	86.2	86.2			

※令和８年度につきましては、令和７年度の実績を参考として、見込みとして記載しました。
今後３年間につきましても、件数の増減は少ないと見込みました。

移動支援事業

区　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年間利用人数	計画（人）	5	5	5	4	4	4	1	1	1
	実績（人）	2	2	4	2	1	0			
	進捗（%）	40.0	40.0	80.0	50.0	25.0	0			

※令和８年８月現在利用者はいませんでした。
今後、利用する可能性があることから１名を見込みました。

地域活動支援センター

区　分		第６期計画			第７期計画			第８期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
１ヶ月利用人数	計画（人）	30	30	30	60	60	60	50	50	50
	実績（人）	68	86	56	54	54	47			
	進捗（%）	226.6	286.7	186.7	90.0	90.0	78.3			

※令和８年度は、５ケ月間で 233 人の利用であり、ひと月あたり 47 人と見込みました。
今後３年間につきましても、利用者数の増減は少ないと見込みました。

日中一時支援事業

区　　分		第6期計画			第7期計画			第8期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1ヶ月利用人数	計画（人）	25	25	25	7	7	7	10	10	10
	実績（人）	10	10	7	10	11	7			
	進捗（%）	40.0	40.0	28.0	143	157	100			

※現在７名の方が利用されています。

今後３年間につきましても、利用者数の増減は少ないと見込みました。

3）地域相談支援

（1）基本的な考え方

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院（精神科以外の病院で精神科病室が設けられているものも含む。）に入院している精神障がい者に対して、「地域移行支援」や「地域定着支援」を目的に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

第５ 計画推進のための具体的な取組

１．障がい者理解の促進・権利擁護

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるような地域社会を実現するには、地域住民の理解や協力を得ることが不可欠ですので、障がいに対する理解が深まっていくように、啓発活動に努めるとともに、障がいに関する適切な情報提供も行います。

また、障がい者の方々の権利擁護の取り組みを進め、差別や偏見のない社会の実現を目指します。

◎理解啓発のための研修会の開催
◎手話等の出前講座
◎障がい福祉便利帳の発行
◎点字版広報誌の発行
◎音声データ「サピエ」の貸出
◎声の図書「録音テープ」の貸出
◎成年後見センター運営事業の実施

２．障がい福祉サービスの充実

１）相談支援体制の強化

障がい者が地域で安心して生活を営むためには、自分に合った障がい福祉サービスを利用するための相談支援を行う必要があり、市内の相談支援事業所４ヶ所を中心にして、相談支援を行っています。

様々な事例への対応等につきましては、名寄市障害者自立支援協議会で協議を行うようにしており、特に権利擁護の相談については、市内の相談支援に関わる関係者と連携・協力して取り組むようにします。

今後につきましても、地域の相談支援体制の強化に向けて、取り組みを進めていきます。

◎名寄市障害者自立支援協議会の開催
◎相談支援の質を向上させる研修会の開催

2）地域生活支援の充実



障がい者が社会で活動できる環境を整えるため、今後も支援ニーズを把握し、支援体制の整備に努めます。

◎地域生活支援拠点の整備

3）社会参加の促進

障がい者のスポーツ活動やレクリエーション活動への参加の機会を拡大し、交流促進を図るとともに、芸術・文化活動等から社会参加への意識を高め、コミュニケーションを確保するため、手話通訳者、要約筆記通訳者等の養成や派遣に取り組んでいきます。

◎手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座の開催
◎手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣の実施
◎ユニバーサルスポーツの浸透

3．就労支援の充実

障がい者の雇用を促進するため、名寄市障害者自立支援協議会を中心にして、ハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、就労機会の創出に努めます。

また、就労継続支援事業等から一般就労へのステップアップが、より進むように関係機関との連携を図ります。



◎名寄市障害者自立支援協議会の開催
◎ハローワークや就業・生活支援センターなどの関係機関との連携
◎農福連携の推進

４．生活環境等整備の充実

市民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、公共建築物をはじめ、民間の建築物についても、事業所等の協力を得ながらバリアフリー化に努め、障がい者や高齢者が街中でふれあうことができる、やさしいまちづくりを推進していきます。

さらに、デジタル化がすすむ中で、誰でも利用ができるように配慮していきます。

また、災害時に備えた防災や援護体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携強化を図るとともに、障がい者が生きがいづくりのため、スポーツやレクリエーションに参加できるよう機会の充実に努めます。

◎ユニバーサルスポーツの浸透

◎障がい者の作品を展示する美術展「アール・ブリュット展」の開催

５．障がい児の支援の充実

乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活に至るライフサイクル全体を通じた切れ目のない支援を推進します。

また、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れに際し、必要な調整や協力を行います。さらに、重症心身障がい児等の自立と社会参加を支援するため、個別の教育支援計画（すくらむ）や計画相談等のツールを活用し、関係部署や関係機関と連携した取り組みを推進します。

◎幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校の職員を対象とした研修会の開催

◎名寄市こども発達支援センター、名寄市特別支援連携協議会の専門家チーム、名寄市立総合病院の小児科等との連携強化

◎「個別の教育支援計画（すくらむ）」や「計画相談」の有効活用